

概要版

第2次福智町男女共同参画基本計画

平成29年3月
福智町

計画策定の趣旨

人口減少や高齢化社会が進み、社会情勢は大きく変わっています。その中で、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

福智町では、平成 24 年に「福智町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組みを進めてきました。

男女共同参画社会づくりの取り組みをさらに実効性のあるものとしていくため、国・県の動向や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの取り組みの検証を行いながら、本町の男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにし、その取り組みを総合的かつ計画的に推進する「第 2 次福智町男女共同参画基本計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、福智町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画、「女性活躍推進法」第 6 条の 2 に定められた市町村推進計画、「DV 防止法」に定められた市町村基本計画として位置づけます。

計画の期間

本計画の期間は、総合計画との整合性を考慮し、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間見直しを検討します。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第 2 次福智町総合計画 (前期基本計画)					第 2 次福智町総合計画 (後期基本計画)				
第 2 次福智町男女共同参画基本計画									

基本理念

本計画では、男女共同参画社会の実現をめざし、福智町男女共同参画推進条例第3条に示した8つの基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図ります。

『福智町男女共同参画推進条例』に掲げる基本理念（概要）

- (1) 性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別役割分担意識に基づく制度または慣行に縛られることなく、社会のあらゆる分野において、活動が選択できるよう配慮されること。
- (3) 妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されること。
- (4) 性別にかかわらず、町における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に、平等に参画する機会が保障されること。
- (5) 家庭生活における育児・介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の分野における活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) あらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されること。
- (7) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等の性別による人権侵害は、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して男女共同参画が推進されること。

さらに、本計画では、今後5か年の計画期間において男女共同参画を推進していくための目標（将来像）を以下のように設定し、その実現をめざします。

《将来像》

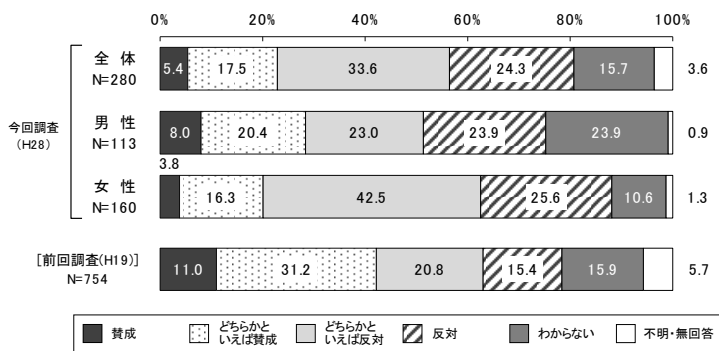
お互いを思いやり認めあう だれもが輝けるまち

基本目標 1 男女共同参画実現に向けたまちづくり

福智町においては、人権の尊重を基本に、男女共同参画社会の実現をめざし、広報紙やホームページ、講演会等を通じた男女共同参画に関する広報・啓発活動や、男女平等の視点に立った教育環境づくりに取り組んでいます。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識については、時代とともに変わりつつあるものの、今もなお根強く残っていることから、今後もあらゆる機会を通じて男女共同参画意識の高揚を図り、男女の地位の平等に積極的に取り組む必要があります。

<性別役割分担意識について>



アンケート調査から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識についてみると、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成派』は男性の方が女性より 8.3 ポイント高くなっています。前回調査 (42.2%) と比較すると 19.3 ポイント低くなっていることから固定的な性別役割分担意識は改善傾向にあることがわかります。

■取り組み

(1) 男女共同参画社会実現のための意識啓発 (基本施策)

- 1 人権に関する啓発活動・教育の推進
- 2 男女共同参画意識の広報・啓発活動の推進
- 3 男女共同参画に関する調査・情報提供

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 (基本施策)

- 1 家庭における男女共同参画の推進
- 2 学校等における男女共同参画教育の推進
- 3 国際化に対応した男女共同参画教育の推進

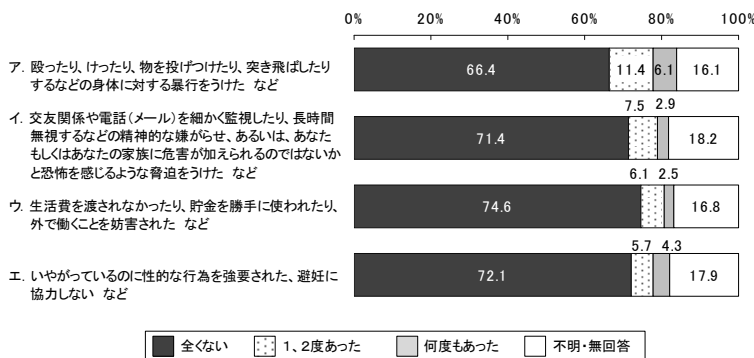
<計画がめざす目標>

項目	計画値	現状値	目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する割合 (「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計)	30.0% (2015年度・H27)	22.9% (2016年度・H28)	20.0% (2021年度・H33)
「福智町男女共同参画基本計画」の認知度	50.0% (2015年度・H27)	8.9% (2016年度・H28)	30.0% (2021年度・H33)

基本目標 2 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV、ストーカー行為などの暴力は犯罪です。そのため、被害の未然防止に取り組むとともに、被害を受けた人については、相談対応、安全の確保、心のケアを含めた自立支援などを総合的に推進していきます。また、高齢者や障がい者、外国人、生活困窮者、ひとり親家庭等全ての町民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

<配偶者や交際相手からの暴力について>



アンケート結果から配偶者や交際相手からの暴力については、いずれの項目においても「全くない」が最も高くなっています。しかし、『ア. 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた など』では「1、2度あった」「何度もあった」が他の項目と比較してやや高くなっています。

■取り組み

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者支援

(基本施策)

- 暴力防止のための広報・啓発活動の推進
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- 各種ハラスメント等の防止対策

(2) 誰もが安心して生活できる支援の充実

(基本施策)

- 高齢者や障がい者への支援の充実
- 在住外国人への支援の充実
- 生活困窮者に対する支援の充実
- ひとり親家庭への支援の充実

(3) 生涯を通じた男女の健康保持

(基本施策)

- 生涯にわたる健康づくりへの支援
- 妊娠・出産など性に関する理解の促進

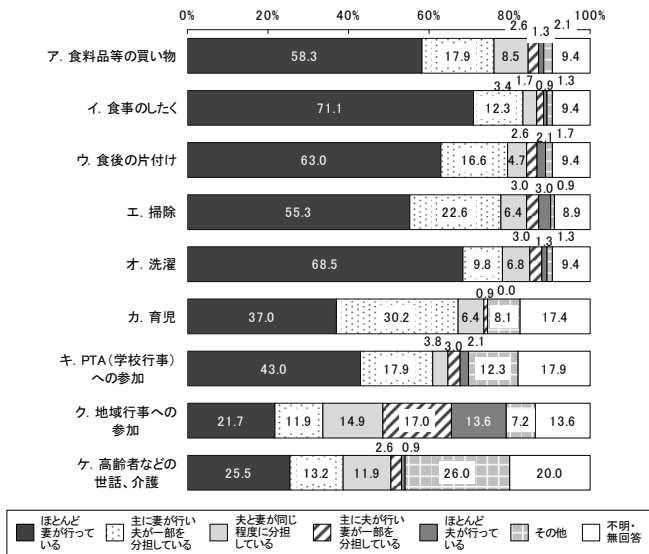
<計画がめざす目標>

項目	計画値	現状値	目標値
DVに関する相談窓口を知っている割合	30.0% (2015年度・H27)	40.0% (2016年度・H28)	50.0% (2021年度・H33)
身体的暴力を受けた割合		17.5% (2016年度・H28)	10.0%以下 (2021年度・H33)
子育て相談対応件数		798件 (2014年度・H26)	1,100件 (2021年度・H33)

基本目標 3 男女がともに支え合うまちづくり

男女はともに、社会の担い手としてあらゆる分野に参画する権利を持っています。しかし、ものごとを決定する政策・方針決定の場への女性の参画は少数にとどまっています。こうしたことから、今後は町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用を促進します。

<家庭内の仕事を主に誰がしているかについて>



アンケート結果から家庭内の仕事を主に誰がしているかをみると、「高齢者などの世話、介護」以外の項目においては「ほとんど妻が行っている」が最も高くなっています。また、『妻が中心(ほとんど妻が行っている+主に妻が行い夫が一部を分担している)』が高い家庭内での役割分担は「食事のしたく」、「食後の片付け」、「洗濯」、「掃除」、「食料品等の買い物」で、『夫が中心(ほとんど夫が行っている+主に夫が行い妻が一部を分担している)』において高い役割分担は「地域行事への参加」となっています。

■取り組み

(1) 町の政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

(基本施策)

- 1 町の審議会等への女性委員登用の推進
- 2 町の組織に対する男女共同参画意識の浸透

(2) 地域における男女共同参画の促進

(基本施策)

- 1 地域活動等への男女共同参画促進
- 2 防災・災害復興における男女共同参画の推進
- 3 団体・グループの育成及び支援

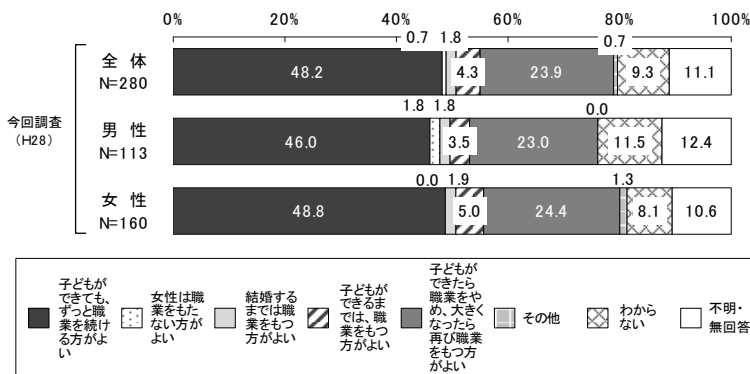
<計画がめざす目標>

項目	計画値	現状値	目標値
審議会等における女性委員の割合	21.0%以上 (2016年度・H28)	12.6% (2016年度・H28)	21.0%以上 (2021年度・H33)
自治会長(行政区長)の女性の人数		4人(85人中) (2016年度・H28)	8人 (2021年度・H33)
防犯・防災活動への参加割合(1年以内)		3.2% (2016年度・H28)	10.0% (2021年度・H33)

基本目標 4 男女が活躍できるまちづくり

「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題ははまだ残されています。あらゆる分野における女性の積極的な活躍を推進するため、各種法制度の周知を図るとともに各種ハラスメント等の職場で直面するトラブルの相談に応える体制を整備し、女性が活躍しやすい職場づくりを進めます。

＜女性が職業をもつことについて＞



アンケート結果をみると、女性が職業をもつことについては、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が約5割を占めています。

■取り組み

- (1) 雇用の分野における男女共同参画の推進
(基本施策)
- 1 男女の均等な雇用機会の確保と推進
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進
 - 3 働く場における男女共同参画推進のための環境整備

- (2) 仕事と家庭との両立支援
(基本施策)
- 1 家庭環境における男女共同参画の推進
 - 2 仕事と育児との両立支援策の充実
 - 3 仕事と介護との両立支援策の充実

＜計画がめざす目標＞

項目	計画値	現状値	目標値
放課後学童保育利用率		22.9% (2014年度・H26)	27.0% (2021年度・H33)
合計特殊出生率		1.62 (2012年度・H24)	1.9 (2021年度・H33)

計画を推進するために

1 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

(2) 庁外推進体制

福智町男女共同参画審議会において、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

2 連携体制の整備

(1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

(2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。また、計画の最終年度である平成 33 年（2021 年）度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

第 2 次福智町男女共同参画基本計画 概要版

発行年月◎平成 29 年 3 月

発行◎福岡県 福智町 総務課

〒822-1292 福岡県田川郡福智町金田 937 番地 2

TEL : 0947-22-0555 / FAX : 0947-22-0782

E-mail : fg0300@town.fukuchi.lg.jp